



青森県報

第 二 千 百 二 十 二 号

平成十五年一月十四日 (火曜日)

目 次

告 示

救急病院の設置.....(健康医療課) : 一
飼料の試験の結果の概要.....(畜産課) : 一

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要.....(経営振興課) : 二
右 同.....() : 二
右 同.....() : 三
土地区画整理組合の理事の退任.....(都市計画課) : 四
土地区画整理組合の理事の住所変更.....() : 四

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表.....(事務局) : 四

告 示

青森県告示第十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成十五年一月十四日

青森県知事 木村 守 男

名 称	所 在 地	認定の有効期限
岩働福祉事業団 青森労災病院	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	平成十八年一月十一日

青森県告示第十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により平成十四年十二月九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十五年一月十四日

青森県知事 木村 守 男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違 反 の 内 容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他 の査 水分%	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24-8	同 左	日配 子豚育成用配合飼料 子豚用P・U-80	14.12	16.4	5.1	0.51	0.47	2.8	3.8					80.1	2,900	11.7	
		日配 成鶏飼育用配合飼料 LM18	14.12	19.0	6.0	3.65	0.64	2.6	11.6						2,900	11.7	
		P P F 3 S	14.12	17.2	5.1	4.45	0.59	2.7	13.3						2,840	12.1	
		パコJul子豚M	14.12	16.6	4.3	0.60	0.56	3.1	4.1					78.6		13.5	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

城東ショッピングセンター

弘前市大字城東中央一丁目二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二三

代表取締役 原田昭彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年一月十四日から同年二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエス 弘大前店

弘前市大字富田三丁目七の八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社マルサン

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二の一七

代表取締役 上杉邦夫

2 弘前銘醸株式会社

弘前市大字富田三丁目七の一

代表取締役 加藤順治

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十五年一月十四日から同年二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープあおもり るいけ店

八戸市南類家三丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

生活協同組合コープあおもり

青森市柳川二丁目四の二二

理事長 土嶺彰

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十五年一月十四日から同年二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

五戸ショッピングセンター

三戸郡五戸町字下モ沢向二一の二七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 原田昭彦

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び五戸町役場

2 期間

平成十五年一月十四日から同年二月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

土地区画整理組合の理事の退任

弘前市城東第五土地区画整理組合から、次の理事が退任した旨の届出があつたので、
公告する。

平成十五年一月十四日

青森県知事 木 村 守 男

氏 名	住 所
木村 茂晴	弘前市大字福村字下川原三の八

土地区画整理組合の理事の住所変更

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、
弘前市城東第五土地区画整理組合から、次のとおり理事の住所の届出があつたので、
同条第二項の規定により公告する。

平成十五年一月十四日

青森県知事 木 村 守 男

氏 名	住 所
三浦 淑貞	弘前市大字福村字林元二九の四

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成14年11月11日付け青監査第104号で報告した監査の結果について、地方自治法
（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じ
た旨の通知があつたので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年 1月14日

青森県監査委員 片 谷 稔 子

同 橋 本 敏 夫

同 須 藤 健 一

同 山 内 崇 一

監査箇所名	監査結果	措置の内容
監理課	未利用財産の解消に努力を要するものがある。	未利用財産の解消には鋭意努力してきたところであるが、今後とも、隣接者等と粘り強く交渉を行い、処分の促進を図っていく。
港湾空港課	収入未済の解消に努めること。 未利用財産の解消に努力を要するものがある。	債務者の破産廃止が決定していいることから、不納欠損処分により収入未済の圧縮を図ることとする。 ホームページによる売却用地の紹介に加え、毛建協会の会報に努めることとする。また、チラシ、ナーその他会議の設置しポータルページによる売却用地の紹介に加え、毛建協会の会報に努めることとする。

		機会を捉えて積極的に新規売却先の掘り起こしを図り未利用財産の縮小に努める。
建築住宅課	収入未済の解消に努めること。	収入未済解消には鋭意努力してきたところであるが、既に滞納してきている事案については多方向から検討を加え粘り強い対応を行うとともに、新たな滞納についても早期に的確な徴収に努める。
青森県土木整備事務所 (青森土木事務所)	需用費並びに使用料及び賃借料において、支払手続が遅延しているものがある。	支払事務における財務規則の遵守を職員に徹底させた。
弘前県土木整備事務所 (弘前土木事務所)	土木使用料において、調定手続が遅延しているものがある。	今後、占有台帳の遅延防止に努める。徹底し、調定手続の遅延防止に努める。
	土木使用料において、河川占用料及び道路、占用の許可手続が適正に行われていないものがある。	今後、このようなことがないよう職員に注意し、適正な事務の執行に努める。
	物品購入に当たり、支出科目が適正でないものがある。	今後、不適正な処理が行われぬよう、チェック体制を強化し適正な事務の執行に努める。
五所川原県土木整備事務所 (五所川原土木事務所)	収入未済の解消に努めること。	3か月以上の滞納者宅を随戸訪問して誓約書の徴取や連帯保証人への連絡を努力している。
	需用費並びに使用料及び賃借料において、支払手続が遅延しているものがある。	今後このようにすることがないよう職員に注意を図った。
	電子計算機の賃貸借契約において、支出科目が誤っているものがある。	今後このようにすることがないよう職員に注意を図った。
	重要物品の売却において、事務手続が適正に行われていないものがある。	今後このようにすることがないよう職員に注意するとともに、チェック体制の強化を図った。

現金の取り扱いについて、適正でないものがある。

領収書の取り扱いの不備については速やかに是正し、今後このようにすることがないよう職員に注意強化を図った。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭